

日本バイオマテリアル学会  
日韓バイオマテリアル学会若手研究者交流AWARD規定

(平成25年5月10日 理事会承認)

(平成28年6月20日 理事会承認)

(令和2年11月30日 理事会において一部修正承認)

(令和3年5月31日 理事会において一部修正承認)

(総 則)

1. 日韓バイオマテリアル学会若手研究者交流AWARDの授賞については、この規定の定めるところによる。

(対 象)

2. 本賞は、申請締切年3月末日で満35歳未満の本会会員でバイオマテリアルに関する優れた研究と活発かつ国際的な学会活動を行っている者に授与する。

( 賞 )

3. 本賞の授賞件数は、原則として毎年3件以内とする。授賞者には賞牌を授与し、また当該年度の日本バイオマテリアル学会大会または韓国バイオマテリアル学会大会に於いて開催される日韓若手交流セッションへの参加費用等を贈呈する。

(選考委員会)

4. 本賞の受賞候補者選考のため、日韓バイオマテリアル学会若手研究者交流AWARD選考委員会をおく。

②選考委員会に関する内規は、別に定める。

(応募および選考)

5. 本賞への応募は、本会指定の応募申請書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、指定の期日までに電子メールにて指定アドレスに提出する。

(授賞者の決定)

6. 授賞者の決定は理事会の議決を経て行うものとする。

(日韓若手交流セッション)

7. 受賞者は、当該年度の学会大会等における日韓若手交流セッションに参加し、韓国バイオマテリアル学会代表(原則3名)とともに、英語による口頭発表とポスター発表を行なうものとし、これに基づき2演題が優秀発表として選出される。

(授賞者の表彰)

8. 授賞者の表彰は、優秀発表の表彰とともに、毎年大会もしくはシンポジウム期間中の表彰式で行う。

(学会賞の英訳名)

9. 本賞の英訳は、Japanese and Korean Biomaterials Societies Young Scientist Exchange Program Award (20・・) とする。

この規定は、理事会の承認を得て施行する。